

お知らせ

栃木市都市計画マスタープランの改訂に伴う素案に関するパブリックコメント(意見募集)

現行の栃木市都市計画マスタープランの上位計画である第2次栃木市総合計画が策定され、まちづくりの指針である栃木市都市計画マスタープランにおいても整合を図るため、素案を取りまとめましたので、皆様

意見等をお寄せください。
対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/本計画に利害関係を有する方
募集期間 7月18日(金)～8月18日(月)(必着)

閲覧場所 都市計画課(本庁舎3階)/市政情報センター(同4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口/市ホームページ
提出方法 閲覧場所にある意見書様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口

提出窓口 都市計画課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口/市ホームページ
提出方法 閲覧場所にある意見書様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口

支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)
その他 提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)意見に対する個別回答はしません。
提出窓口 都市計画課 ☎(21)2431

大平運動公園は、整備後約30年が経過し、今後施設の大規模改修等の時期を迎えることになり、公園の特色や「する」「みる」「ささえる」といった多様な形でのスポーツとの関わり方を踏まえたうえで、本公園の今後の有効活用策を検討し、将来にわたり市民に愛される公園を目指して整備構想の素案を取りまとめました。この素案に対する皆様の意見をお寄せください。
対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/本件に利害関係を有する方
募集期間 8月6日(水)～9月5日(金)(必着)

閲覧場所 公園緑地課(本庁舎3階)/市政情報センター(同4階)/各総合支所地域づくり推進課/大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口/市ホームページ
提出方法 閲覧場所にある意見書様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次の窓口

提出窓口 公園緑地課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)
その他 提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)意見に対する個別回答はしません。
提出窓口 公園緑地課 ☎(21)2413

Net119サービス
市消防本部通信指令センターでは、「聴覚・言語障害者向けNet119緊急通報システム」を導入しています。
会話が不自由な方が、スマートフォン等の画面をタッチすることにより、インターネットを利用して通報を行うことができます。
システムの利用には、事前登録が必要です。登録を希望する方は申請窓口へお問合せください。

詳細は2次元コードからホームページをご覧ください。
消防本部 通信指令課(平柳町1丁目) ☎(22)0119(ガイダンス6番) FAX(23)6562
※手話通訳者は常駐しておりませんので筆談などの会話となることをご了承ください。
障がい福祉課 ☎(21)2203

10月1日は国勢調査
国勢調査は、日本に住んでいるすべての人および世帯を対象に5年ごとに行われる大規模な統計調査です。
9月下旬に調査員が全世帯を訪問し、調査書類の配布を行います。調査票の回答は、インターネット、郵送、調査員への提出のいずれかとなります。パソコンやスマートフォンなどからインターネットで回答ができますので、ぜひご利用ください。
国総合政策課 ☎(21)2306

全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験
訓練日時 8月20日(水)11時
放送内容 「上りチャイム」これはJアラートのテストです

8月は道路ふれあい月間です
道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくため、道路や側溝清掃などの道路愛護活動にご協力をお願いいたします。
道路河川維持課 ☎(21)2773

子どもの一時預かり事業利用者負担への一部助成
令和7年度4月からの一時預かり事業利用者負担につきまして、費用の一部助成を開始しました。
該当になる方は申請が必要です。
詳細は市ホームページを確認ください。
保育課 ☎(21)2232

特定外来生物クビアカツヤカミキリに注意
クビアカツヤカミキリの被害が拡大しています。幼虫がモモ、ハナモモ、スモモ、ウメ、サクラに寄生し、内部を食い荒らすことで、樹木は最終的に枯れてしまいます。
成虫の特徴
6月から8月に発生/頭からお尻までの長さは、2～4cm/全体に光沢のある黒色で、胸部(クビの部分)が赤く、そろばんの珠の形をしている/捕まえると刺激臭を発生することがある

マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニ交付をご利用ください
×3十下りチャイム
放送される機器 屋外スピーカー(184か所)/防災ラジオオ(自動起動し、FMから857の緊急割り込み放送が流れます)/ケーブルテレビ(L字放送のテロップが流れます)
危険管理課 ☎(21)2551

入りの住民票、住民票の除票等は取得できません
利用可能なコンビニ・店舗
セブンイレブン/ローソン/ファミリーマート/ミニストップ/イオン
利用可能時間 6時30分～23時(イオンは店舗の営業時間内)
※メンテナンス日を除く
国民生活課 ☎(21)2126

こんな時は国民年金の手続きを
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の種別は次の3種類で、種別により保険料の納付や変更などの手続きが異なりますので、ご注意ください。
第1号被保険者：自営業者・学生等
年金の手続きは、全てご自身で行う必要があります。
第2号被保険者：厚生年金に加入しているお勤めの方等
年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますが、60歳未満で退職した場合は、第1号被保険者になるための手続きを yourself で行う必要があります。
第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者
年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行いますが、次のような理由により、60歳未満

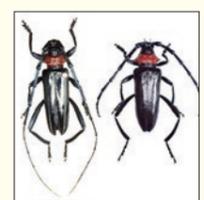
こんな時は国民年金の手続きを
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の種別は次の3種類で、種別により保険料の納付や変更などの手続きが異なりますので、ご注意ください。
第1号被保険者：自営業者・学生等
年金の手続きは、全てご自身で行う必要があります。
第2号被保険者：厚生年金に加入しているお勤めの方等
年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますが、60歳未満で退職した場合は、第1号被保険者になるための手続きを yourself で行う必要があります。
第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者
年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行いますが、次のような理由により、60歳未満

こんな時は国民年金の手続きを
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の種別は次の3種類で、種別により保険料の納付や変更などの手続きが異なりますので、ご注意ください。
第1号被保険者：自営業者・学生等
年金の手続きは、全てご自身で行う必要があります。
第2号被保険者：厚生年金に加入しているお勤めの方等
年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますが、60歳未満で退職した場合は、第1号被保険者になるための手続きを yourself で行う必要があります。
第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者
年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行いますが、次のような理由により、60歳未満

こんな時は国民年金の手続きを
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の種別は次の3種類で、種別により保険料の納付や変更などの手続きが異なりますので、ご注意ください。
第1号被保険者：自営業者・学生等
年金の手続きは、全てご自身で行う必要があります。
第2号被保険者：厚生年金に加入しているお勤めの方等
年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますが、60歳未満で退職した場合は、第1号被保険者になるための手続きを yourself で行う必要があります。
第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者
年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行いますが、次のような理由により、60歳未満

特定外来生物クビアカツヤカミキリに注意

クビアカツヤカミキリの被害が拡大しています。幼虫がモモ、ハナモモ、スモモ、ウメ、サクラに寄生し、内部を食い荒らすことで、樹木は最終的に枯れてしまいます。



成虫の特徴
6月から8月に発生/頭からお尻までの長さは、2～4cm/全体に光沢のある黒色で、胸部(クビの部分)が赤く、そろばんの珠の形をしている/捕まえると刺激臭を発生することがある



被害木の特徴
幼虫が入り込んだ樹木からは、大量のフラス(幼虫のフンと木くずが混ざったもの)が排出される
防除対策
被害木は県の「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」に沿って、薬剤処理やネット巻き・捕殺をしなくてはなりません。また活動期である5月～8月の被害木の伐採は原則禁止されています。詳細は県ホームページで確認してください。



特定外来生物
クビアカツヤカミキリは特定外来生物に指定されており、生きたままの運搬や飼育、販売等が禁止されています。違反した場合には罰則があります。
環境課 ☎(21)2420

いたくら会計 板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板倉 聡
税理士 板倉 優、行政書士 板倉 優、税理士 松嶋 央行、公認会計士 日向野 司、税理士 大島 康
〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682・FAX0282(31)3683 E-mail:itakuras@ita-trust.jp

ぜん ぎゃらりい ぜん株式会社
〒328-0037 栃木県栃木市後町7-15(銀座通り)
TEL.0282-25-0017 FAX.0282-20-3217
OPEN:水～日/10:00～18:00 CLOSE:月・火
http://www.galleryzen.co.jp/
買取 日本画・洋画・掛軸・陶磁器・木竹工芸品・ガラス工芸品・骨董品・茶道具・古銭・切手その他 どうぞお気軽にご相談ください